

船舶消防設備規則等の一部を改正する省令案新旧対照条文

○ ○ ○ ○ ○ ○

船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）（第一条関係） · · · · ·
危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）（第二条関係） · · · · ·
船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）（第三条関係） · · · · ·
船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）（附則第五条関係） · · · · ·
船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）（附則第六条関係） · · · · ·
船舶構造規則（平成十年運輸省令第十六号）（附則第七条関係） · · · · ·

改 正 案

現 行

（消防設備の要件）

第五条 次に掲げる消防設備は、告示で定める要件に適合するものでなければならない。

一～五 (略)

六 固定式水系消火装置

七 自動スプリンクラ装置

八 固定式イナート・ガス装置

九 固定式甲板泡装置

十 機関室局所消火装置

十一 消火器

十二 持運び式泡放射器

十三 消防員装具及び消防員用持運び式双方向無線電話装置

十四 火災探知装置

十五 手動火災警報装置

十六 可燃性ガス検定器

イ～ニ (略)

一～五 (略)

六 固定式イナート・ガス装置

七 自動スプリンクラ装置

八 固定式甲板泡装置

九 機関室局所消火装置

十 消火器

十一 持運び式泡放射器

十二 消防員装具

十三 火災探知装置

十四 手動火災警報装置

十五 可燃性ガス検定器

（新設）

（消防設備の要件）

第五条 次に掲げる消防設備は、告示で定める要件に適合するものでなければならない。

一～五 (略)

六 固定式甲板泡装置

七 自動スプリンクラ装置

八 固定式イナート・ガス装置

九 機関室局所消火装置

十 消火器

イ～ニ (略)

（新設）

十一 持運び式泡放射器

十二 消防員装具

十三 火災探知装置

十四 手動火災警報装置

十五 可燃性ガス検定器

（新設）

（消防設備の要件）

第四十三条の二 第一種船等には、ロールオン・ロールオフ貨物区域等に、それぞれ一個（ロールオン・ロールオフ貨物区域等が一のみである場合には二個）の持運び式泡放射器を備え付けるほか、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に掲げる消防設備を備え付けなければならない。

一 閉鎖された車両区域以外のロールオン・ロールオフ貨物区域等であつて当該区域の外部から密閉することができる区域 固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式水系消火装置

一 一個（ロールオン・ロールオフ貨物区域等が一のみである場合に二個）の持運び式泡放射器

。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して適當と認める消防設備を備え付ける場合は、この限りでない。

二 前号に掲げる区域以外のロールオン・ロールオフ貨物区域等、固定式水系消火装置。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して適當と認める消防設備を備え付ける場合は、この限りでない。

3 2 沿海区域又は平水区域を航行区域とする第二種船には、次に掲げる消防設備を備え付けなければならない。

一 車両区域内の場所に、固定式水系消火装置又は管海官庁が適當と認める固定式の消火装置（閉囲された場所に限る。）

4 1 閉囲された車両区域には、固定式鎮火性ガス消火装置を備え付けてはならない。

（内燃機関のある場所における消防設備）

第四十五条（略）

2 総トン数五百トン以上の第一種船等には、特定機関区域（容積が五百立方メートル以上のものに限る。）内の内燃機関のある場所に、機関室局所消火装置を備え付けなければならない。

3 2 沿海区域又は平水区域を航行区域とする第二種船には、次に掲げる消防設備を備え付けなければならない。

一 車両区域内の場所に、固定式加圧水噴霧装置又は管海官庁が適當と認める固定式の消火装置（閉囲された場所に限る。）

二 （略）
（新設）

（内燃機関のある場所における消防設備）

第四十五条（略）

2 総トン数五百トン以上の第一種船等には、特定機関区域（容積が五百立方メートル以上のものに限る。）内の内燃機関（主推進又は主発電に使用するものに限る。）のある場所に、機関室局所消火装置を備え付けなければならない。

（消防員装具等）

第四十九条（略）

5 1 第一項の規定により消防員装具を備え付ける船舶には、管海官庁が十分と認める数の防爆型の消防員用持運び式双方向無線電話装置を備え付けなければならない。

（自動スプリングクラ装置及び火災探知装置の備付方法）

（消防員装具）

第四十九条（略）

2 4 （略）
（新設）

（自動スプリングクラ装置及び火災探知装置の備付方法）

第五十一条 (略)

2 前条の規定により火災探知装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によらなければならない。

一～三 (略)

四 貨物制御室を有する船舶には、火災探知装置の表示盤を当該貨物制御室に配置すること。

五～十二 (略)

(手動火災警報装置)

第五十二条 (略)

2～5 (略)

6 前条第二項第一号から第六号までの規定は、第一項及び第三項の規定により手動火災警報装置を備え付ける場合について準用する。

(ロールオン・ロールオフ貨物区域等における消防設備)

第五十七条の二 近海区域、沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数五百トン以上の第四種船（近海区域を航行区域とするものについては、限定近海船に限る。）及び総トン数五百トン未満の第四種船には、車両甲板区域に、第四十三条の二第三項第二号（閉鎖された車両甲板区域にあつては、同条第一項第一号及び第三項第二号）の消防設備を備え付けなければならない。

(固定式甲板泡装置及び固定式イナート・ガス装置の備付方法)

第五十七条の三 第五十七条の規定により固定式甲板泡装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によらなければならない。

一 (略)

二 モニターは、次に掲げる要件に適合するように配置すること。

イ (略)
（削除）

第五十一条 (略)

2 前条の規定により火災探知装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によらなければならない。

一～三 (略)

四～十一 (新設)

(手動火災警報装置)

第五十二条 (略)

2～5 (略)

6 前条第二項第一号から第五号までの規定は、第一項及び第三項の規定により手動火災警報装置を備え付ける場合について準用する。

(ロールオン・ロールオフ貨物区域等における消防設備)

第五十七条の二 近海区域、沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数五百トン以上の第四種船（近海区域を航行区域とするものについては、限定近海船に限る。）及び総トン数五百トン未満の第四種船には、車両甲板区域に、第四十三条の二第三項第二号（閉鎖された車両甲板区域にあつては、同条第一項第二号及び第三項第二号）の消防設備を備え付けなければならない。

(固定式甲板泡装置及び固定式イナート・ガス装置の備付方法)

第五十七条の三 第五十七条の規定により固定式甲板泡装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によらなければならない。

一 (略)

二 モニターは、次に掲げる要件に適合するように配置すること。

イ (略)

ロ 泡を放出する場所の甲板面積一平方メートル当たり毎分三リットル以上の泡溶液（当該場所に放出するための泡溶液の量が毎分

口 泡を放出する場所の最遠端までの距離は、無風状態における放出距離の七十五パーセント以下であること。

三・四 (略)

五 モニター及び持運び式発泡ノズル用ホース連結栓各一は、船尾樓前端の左右両側又は貨物タンク頂部の甲板に面する居住区域の左右両側であつて、貨物タンクの後方に配置すること。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、貨物タンクの後方に配置することを要しない。

2・3 (略)

(消防員装具等)

第六十三条 (略)

3 | 2 (略)
第四十九条第五項の規定は、第一項の規定により消防員装具を備え付ける船舶について準用する。

(自動スプリングラ装置及び火災探知装置の備付方法)

第六十三条の三 (略)

2 前条の規定により火災探知装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によらなければならぬ。

一・二 (略)

四 第五十二条第二項各号（第一号、第三号、第十号及び第十二号を除く。）に掲げる基準

(手動火災警報装置)

第六十三条の四 (略)

(略)

3 第五十二条第二項第一号、第四号から第六号まで、第五十二条第四

千二百五十リットル未満となる場合にあつては、毎分千二百五十リットル以上の泡溶液を放出することができる。

ハ 泡を放出する場所の最遠端までの距離は、無風状態における放出距離の七十五パーセント以下であること。

三・四 (略)

五 船尾樓前端の左右両側又は貨物タンク頂部の甲板に面する居住区域の左右両側に、モニター及び持運び式発泡ノズル用ホース連結栓各一を配置すること。

各一を配置すること。

2・3 (略)

(消防員装具)

第六十三条 (略)

2 (略)
(新設)

(自動スプリングラ装置及び火災探知装置の備付方法)

第六十三条の三 (略)

2 前条の規定により火災探知装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によらなければならぬ。

一・二 (略)

四 第五十二条第二項各号（第一号、第三号、第九号及び第十一号を除く。）に掲げる基準

(手動火災警報装置)

第六十三条の四 (略)

(略)

3 第五十二条第二項第一号、第四号及び第五号、第五十二条第四項並

項並びに前条第二項第一号及び第二号の規定は、第一項の規定により手動火災警報装置を備え付ける場合について準用する。

(準用規定)

第六十四条 第四十三条の二第四項、第四十五条の二第一項及び第二項、第四十六条及び第四十八条第六項の規定は、第三種船及び第四種船について準用する。この場合において、第四十六条第二項中「第四十四条第五項及び第六項」とあるのは、「第六十四条第三項において準用する第四十四条第五項及び第六項」とある。「第六十四条第五項において準用する第四十四条第六項」と、第四十四条第六項」と、第四十六条第三項中「第四十五条第四項」とあるのは、「第六十条第二項において準用する第四十五条第四項」と読み替えるものとする。

(略)

3 2 第三十八条第二項及び第三項、第四十一条の二第二項、第四十三条の二第一項及び第二項、第四十四条第五項、第七項及び第八項、第四十五条第二項、第四十五条の二第三項、第四十七条の二並びに第四十八条第二項及び第三項の規定は、第三種船等について準用する。この場合において、第四十四条第八項、第四十五条第二項、第四十五条の二第三項及び第四十七条の二第二項中「五百トン」とあるのは、「二千トン」と、第四十七条の二第一項中「第四十四条から第四十六条まで」とあるのは、「第五十九条、第六十条並びに第六十四条第一項において準用する第四十五条の二及び第四十六条」と読み替えるものとする。

(略)

3 2 第三十八条第二項及び第三項、第四十一条の二第二項、第四十三条の二第一項及び第二項、第四十四条第五項、第七項及び第八項、第四十五条第二項、第四十五条の二第三項、第四十七条の二並びに第四十八条第二項及び第三項の規定は、第三種船等について準用する。この場合において、第四十三条の二第一項第二号中「閉鎖された車両区域以外の区域であつて当該ロールオン・ロールオフ貨物区域等の外部から密閉することができる区域に限る。」とあるのは、「当該ロールオン・ロールオフ貨物区域等の外部から密閉することができる区域に限る。」と、第四十四条第八項、第四十五条第二項、第四十五条の二第三項及び第四十七条の二第二項中「五百トン」とあるのは、「二千トン」と、第四十七条の二第一項中「第四十四条から第四十六条まで」とあるのは、「第五十九条、第六十条並びに第六十四条第一項において準用する第四十五条の二及び第四十六条」と読み替えるものとする。

びに前条第一項第一号及び第二号の規定は、第一項の規定により手動火災警報装置を備え付ける場合について準用する。

(準用規定)

第六十四条 第四十五条の二第一項及び第二項、第四十六条及び第四十八条第六項の規定は、第三種船及び第四種船について準用する。この場合において、第四十六条第二項中「第四十四条第五項及び第六項」とあるのは、「第六十四条第三項において準用する第四十四条第五項及び第六項」と、第四十六条第三項中「第四十五条第四項」とあるのは、「第六十条第二項において準用する第四十五条第四項」と読み替えるものとする。

(略)

○ 危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（消防員装具等）

第一百六十四条 （略）

（消防員装具）
第一百六十四条 （略）
（新設）

3| 2 前二項の規定により消防員装具を備え付ける船舶には、管海官庁が十分と認める数の防爆型の消防員用持運び式双方向無線電話装置を備え付けなければならない。

第二百六十九条の二 告示で定める貨物を運送する船舶の貨物区域である甲板（告示で定める船舶の貨物区域を除く。）には、固定式甲板泡消火装置（船舶消防設備規則第五条第八号の固定式甲板泡消火装置をいう。）を備え付けなければならない。ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。

2・3 （略）

（消防員装具等）

第一百七十二条 （略）

2| 第一百六十四条第三項の規定は、前項の規定により消防員装具を備え付ける船舶について準用する。

（タンク内の引火性蒸気の置換等）

第三百二十八条 固定式イナート・ガス装置（船舶消防設備規則第五条第九号の固定式イナート・ガス装置をいう。）を備え付けている油タンカーにあつては、イナート・ガスによりタンク内のガスを置換し、タンク内の炭化水素ガスの濃度が体積で二パーセント未満となつた後でなければタンク頂部にある開口を通じて排気をしてはならない。

（タンク内の引火性蒸気の置換等）

第三百二十八条 固定式イナート・ガス装置（船舶消防設備規則第五条第八号の固定式イナート・ガス装置をいう。）を備え付けている油タンカーにあつては、イナート・ガスによりタンク内のガスを置換し、タンク内の炭化水素ガスの濃度が体積で二パーセント未満となつた後

第二百六十九条の二 告示で定める貨物を運送する船舶の貨物区域である甲板（告示で定める船舶の貨物区域を除く。）には、固定式甲板泡消火装置（船舶消防設備規則第五条第七号の固定式甲板泡消火装置をいう。）を備え付けなければならない。ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。

2・3 （略）

（消防員装具）

第一百七十二条 （略）

（新設）

（タンク内の引火性蒸気の置換等）

(略)

でなければタンク頂部にある開口を通じて排気をしてはならない。
(略)

改 正 案

現 行

（救命設備の迅速な利用）

第九十六条の三 救命設備は、航海中いかなる時にも良好な状態を保ち、かつ、直ちに使用することができるようにしておかなければならぬ。

2| 第一種船（ロールオン・ロールオフ旅客船を除く。）及び第三種船

には、水上から遭難者を救助するために救命設備を迅速かつ適切に使用できるように、管海官庁が適當と認める救助の手引書を作成し、これを船舶に備え置かなければならない。

3| 2|

第一種船等には、船上での定期的な保守が必要な救命設備のために保守に関する手引書を備え付けておかなければならない。

4| 第一種船等には、救命設備の保守及び船舶内において行う軽微な修理に必要となる予備の部品及び工具を備え付けなければならない。

（救命設備の迅速な利用）

第九十六条の三 救命設備は、航海中いかなる時にも良好な状態を保ち、かつ、直ちに使用することができるようにしておかなければならぬ。

（新設）

3| 2|

第一種船等には、船上での定期的な保守が必要な救命設備のために保守に関する手引書を備え付けておかなければならない。

第一種船等には、救命設備の保守及び船舶内において行う軽微な修理に必要となる予備の部品及び工具を備え付けなければならない。

改 正 案

現 行

（相互連絡装置）

第一百二十二条の十三 旅客船（平水区域を航行区域とするものを除く。）及び係留船の次に掲げる場所には、これらの場所のそれを相互に連絡することができる装置を備え付けなければならない。

一〇四 （略）

五 船舶消防設備規則第五条第十三号の消防員器具を備え付ける場所（同令第四十九条の規定により備え付けなければならないこととされている場合に限る。）

六 （略）

（消火器）

第一百六十九条の二十五 耐圧殻内には、消火器（船舶消防設備規則第五条第十一号イ、ロ又はニに掲げる液体消火器、泡消火器又は粉末消火器をいう。）を備え付けなければならない。

（自動スプリンクラ装置）

第二百八十九条 船舶消防設備規則第五条第七号に掲げる自動スプリンクラ装置であつて電気式のものは、常用の電源のほか予備の独立の電源からも給電することができるものでなければならない。この場合において、外洋航行船（限定近海貨物船を除く。）及び係留船のスプリンクラ・ポンプの常用の電源は、主電源でなければならない。

2 国際航海に従事する旅客船及び係留船に備える前項の自動スプリンクラ装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一〇五 （略）

六 自動警報装置（船舶消防設備規則第五条第七号に掲げる自動スプリンクラ装置のスプリンクラ・ヘッドが作動した場合に可視可聴警

（相互連絡装置）

第一百二十二条の十三 旅客船（平水区域を航行区域とするものを除く。）及び係留船の次に掲げる場所には、これらの場所のそれを相互に連絡することができる装置を備え付けなければならない。

一〇四 （略）

五 船舶消防設備規則第五条第十二号の消防員器具を備え付ける場所（同令第四十九条の規定により備え付けなければならないこととされている場合に限る。）

六 （略）

（消火器）

第一百六十九条の二十五 耐圧殻内には、消火器（船舶消防設備規則第五条第十号イ、ロ又はニに掲げる液体消火器、泡消火器又は粉末消火器をいう。）を備え付けなければならない。

（自動スプリンクラ装置）

第二百八十九条 船舶消防設備規則第五条第六号に掲げる自動スプリンクラ装置であつて電気式のものは、常用の電源のほか予備の独立の電源からも給電することができるものでなければならない。この場合において、外洋航行船（限定近海貨物船を除く。）及び係留船のスプリンクラ・ポンプの常用の電源は、主電源でなければならない。

2 国際航海に従事する旅客船及び係留船に備える前項の自動スプリンクラ装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一〇五 （略）

六 自動警報装置（船舶消防設備規則第五条第六号に掲げる自動スプリンクラ装置のスプリンクラ・ヘッドが作動した場合に可視可聴警

報を発する装置をいう。以下同じ。)は、常用の電源のほか非常電源からも給電することができるものであること。

(火災探知装置)

第二百九十八条 船舶消防設備規則第五条第十四号に掲げる火災探知装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一(略)

報を発する装置をいう。以下同じ。)は、常用の電源のほか非常電源からも給電することができるものであること。

(火災探知装置)

第二百九十八条 船舶消防設備規則第五条第十三号に掲げる火災探知装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一(略)

改 正 案

現 行

（定義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二二十一（略）

二十二 制御場所 無線機器、主要な航海用機器若しくは非常動力源のある場所又は火災探知装置（船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第五条第十四号）の火災探知装置をいう。以下同じ。）若しくは自動スプリンクラ装置（同条第七号）の自動スプリンクラ装置をいう。以下同じ。）の表示盤若しくは消防設備の制御装置が集中配置されている場所をいう。

二十三（略）

（定義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二二十一（略）

二十二 制御場所 無線機器、主要な航海用機器若しくは非常動力源のある場所又は火災探知装置（船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第五条第十三号）の火災探知装置をいう。以下同じ。）若しくは自動スプリンクラ装置（同条第六号）の自動スプリンクラ装置をいう。以下同じ。）の表示盤若しくは消防設備の制御装置が集中配置されている場所をいう。

二十三（略）

改 正 案

（大量の水を噴射する固定式消火装置が設けられている区域に設ける

排水管）

第五十五条 前二条の規定にかかわらず、船内の告示で定める区域であつて固定式加圧水噴霧装置（船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第五条第五号の固定式加圧水噴霧装置をいう。第五十九条において同じ。）その他の大量の水を噴射する固定式消火装置が設けられているものには、大量の水を速やかに直接船外に排出するための排水管を設けなければならない。

現 行

（大量の水を噴射する固定式消火装置が設けられている区域に設ける排水管）

第五十五条 前二条の規定にかかわらず、船内の告示で定める区域であつて固定式加圧水噴霧装置（船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第十六条の固定式加圧水噴霧装置をいう。第五十九条において同じ。）その他の大量の水を噴射する固定式消火装置が設けられているものには、大量の水を速やかに直接船外に排出するための水管を設けなければならない。